

○松山市総合計画審議会条例

昭和 47 年 10 月 5 日

条例第 32 号

改正 昭和 51 年 7 月 5 日 条例第 31 号

平成 4 年 3 月 25 日 条例第 1 号

平成 10 年 3 月 23 日 条例第 1 号

平成 14 年 3 月 20 日 条例第 3 号

平成 15 年 12 月 19 日 条例第 39 号

(設置)

第 1 条 松山市総合計画策定に関し、審議するため地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)

第 138 条の 4 第 3 項の規定による松山市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(職務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、松山市総合計画に関する事項を審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもつて組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。

3 前項の規定にかかわらず、委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長および副会長)

第 5 条 審議会に、会長および副会長各 1 名を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が任命する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときはその職務

を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、特に必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和51年7月5日条例第31号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成4年3月25日条例第1号）抄

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

付 則（平成10年3月23日条例第1号）抄

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成14年3月20日条例第3号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成15年12月19日条例第39号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。